

組織再編成に係る主要な事項の明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名
----------------------------	------------------	-----

付表

組織再編成の態様	1	合併・分割() 現物出資 現物分配()	組織再編成 の日 (. .)	適格区分	2	適格(法第2条 号 該当) その他
組 織 再 編 成 に 係 る 関 連 法 人						
名称及び所在地	3					
株式保有関係	4	令第4条の3第 項 第 号 該当	(組織再編成前) (組織再編成後) 直接保有の株式の保有割合 % % 間接保有の株式の保有割合 % %			
主要な事業の種類	5	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	
従業者の数	6	被合併法人の合併直前の従業者の数 分割直前の分割事業に係る従業者の数 現物出資直前の現物出資事業に係る従業者の数 完全子法人の株式分配直前の従業者の数		人	合併法人・分割承継法人・ 被現物出資法人・完全子法 人の業務に従事する従業 者の数	
事業規模	7	指 標	売上金額・資本金の額又は出資金の額 従業員の数・その他()	左の指標による規模の比較		
役員状況	8	合併法人・分割承継法人・被現物出資法人・完全子法人の特定役員				
		役 職 名	氏 名		合併・分割・現物出資 ・株式分配前の役職名	
株式の継続保有が見込まれる支配株主等	9	氏 名	株 数	氏 名	株 数	
						(合計) ① 株
						被合併法人等の発行済株式等の数 ② 株 ①÷② %
移転した(又は移転を受けた)資産又は負債の明細	10	資産・負債の種類		帳簿価額等	資産・負債の種類	

組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、合併、分割、現物出資又は現物分配（以下「組織再編成」といいます。）が行われた場合に、被合併法人、分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人（以下「被合併法人等」といいます。）又は合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは適格現物分配に係る被現物分配法人（以下「合併法人等」といいます。）が、法人税法施行規則第37条の12第7号（連結確定申告書の添付書類）の規定により連結確定申告書に添付する明細書として使用します。

その組織再編成が適格かどうかを複数の法人により判定をする場合には、「名称及び所在地3」から「事業規模7」までの各欄は、それぞれについてこの明細書を記載し添付してください。

なお、その組織再編成が次に掲げるものである場合には、次に掲げる各欄の記載は要しません。

 - イ 株式分配以外の現物分配の場合
「株式保有関係4」から「株式の継続保有が見込まれる支配株主等9」までの各欄
 - ロ 株式分配の場合
「株式保有関係4」、「事業規模7」及び「株式の継続保有が見込まれる支配株主等9」の各欄

また、この明細書に記載しきれない項目については適宜の用紙に記載し添付してください。
- 2 「組織再編成の態様1」は、該当する組織再編成を○で囲みます。また、その組織再編成が分割の場合には、分割の（ ）内に分割型分割は「分割型」、分社型分割は「分社型」、分割法人が分割により交付を受ける分割承継法人の株式その他の資産の一部のみをその分割の日において当該分割法人の株主等に交付をする分割については「中間型」と記載し、その組織再編成が現物分配のうち株式分配である場合には、現物分配の（ ）内に「株式分配」と記載します。
- 3 「組織再編成の日」は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日を記載します。
 - イ 合併 合併の効力を生ずる日（新設合併の場合は、新設合併設立法人の設立登記の日）
 - ロ 分割 分割の効力を生ずる日（新設分割の場合は、新設分割設立法人の設立登記の日）
 - ハ 現物出資又は現物分配 資産又は負債の移転をした日
- 4 「適格区分2」は、その組織再編成が法人税法第2条第12号の8（適格合併）、第12号の11（適格分割）、第12号の14（適格現物出資）、第12号の15（適格現物分配）又は第12号の15の3（適格株式分配）のいずれかに該当する組織再編成（以下「適格組織再編成」といいます。）である場合には「適格」を○で囲み、該当する条項を（ ）内に記載します。また、適格組織再編成以外の組織再編成の場合には「その他」を○で囲みます。
- 5 「組織再編成に係る関連法人」の「名称及び所在地3」には、被合併法人等及び合併法人等の名称及び所在地を記載します。

この場合、名称の前に合併法人、被合併法人、分割法人、分割承継法人、現物出資法人、被現物出資法人、現物分配法人又は被現物分配法人の別を表示します。

なお、被合併法人等又は合併法人等が連結子法人の場合には、「その旨」及びその連結子法人に係る「連結親法人の名称及び所在地」も併せて記載します。
- 6 「株式保有関係4」は、当事者間の株式保有関係が法人税法施行令（以下「施行令」といいます。）第4条の3第2項、第3項、第6項、第7項、第13項又は第14項のいずれの關係に該当するかにより、該当する条項を記載します。

また、組織再編成の前後における次に掲げる株式（出資を含みます。以下同じ。）の保有割合を記載します。

 - イ 直接保有の株式の保有割合 一方の法人が保有する他方の法人の株式の数（出資にあつては金額。以下同じ。）が当該他方の法人の発行済株式の総数（出資にあつては総額。以下同じ。）のうちに占める割合
 - ロ 間接保有の株式の保有割合 一方の法人が施行令第4条の2第1項及び第2項の規定により他方の法人の株式を保有するものとみなされた法人である場合のその保有するものとみなされた株式の数が、当該他方の法人の発行済株式の総数のうちに占める割合
- 7 「主要な事業の種類5」には、合併、分割、現物出資又は株式分配（以下「合併等」といいます。）の前に行う主要な事業（分割法人又は現物出資法人にあつては、移転する事業）の種類を簡記し、被合併法人等の移転する事業と合併法人等（新設合併、複数新設分割又は複数現物出資にあつては、他の被合併法人、分割法人又は現物出資法人）の合併等前に行う事業とが相互に関連する事業である場合には「事業関連性 有・無」の有を○で囲みます。
- 8 「事業規模7」の「指標」欄は、施行令第4条の3第4項第2号、第8項第2号又は第15項第2号（共同事業要件）の規定により事業の規模を比較する場合に採用した指標を○で囲みます。なお、「その他」の指標により事業の規模を比較した場合には、（ ）内にその指標を簡記します。
- 9 「役員状況8」は合併等の後に合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は完全子法人の特定役員（施行令第4条の3第4項第2号に規定する特定役員をいいます。）となった者の役職名、氏名及び合併等の前の役職名を記載します。
- 10 「株式の継続保有が見込まれる支配株主等9」は、次により記載します。
 - イ 平成29年10月1日前行われた合併又は分割型分割の場合
合併又は分割型分割で被合併法人又は分割法人の株主等の数が50人未満の場合に、平成29年改正前の法人税法施行令第4条の3第4項第5号又は第8項第6号イの規定により、当該合併又は分割型分割によって交付を受ける合併法人の株式若しくは合併親法人株式

又は分割承継法人の株式若しくは分割承継親法人株式の全部を継続して保有することが見込まれる株主等（当該合併に係る合併法人及び他の被合併法人並びに当該分割型分割に係る分割承継法人及び他の分割法人を含みます。）の氏名及びその株主等有する被合併法人又は分割法人の株式の数を記載します。

ロ 平成 29 年 10 月 1 日以後に行われる合併又は分割型分割の場合

(イ) 合併 当該合併の直前に当該合併に係る被合併法人について他の者との間に当該他の者による支配関係がある場合に、施行令第 4 条の 3 第 4 項第 5 号の規定により、当該合併によって交付される合併法人の株式又は合併親法人株式のうち支配株主に交付されるもの（当該合併が無対価合併である場合にあっては、支配株主が当該合併の直後に保有する当該合併に係る合併法人の株式の数に支配株主が当該合併の直後に保有する当該合併に係る合併法人の株式の帳簿価額のうちに支配株主が当該合併の直前に保有していた当該合併に係る被合併法人の株式の帳簿価額の占める割合を乗じて計算した数の当該合併に係る合併法人の株式）の全部を継続して保有することが見込まれる支配株主の氏名又は名称及びその支配株主が有する被合併法人の株式の数を記載します。

(ロ) 分割型分割 当該分割型分割の直前に当該分割型分割に係る分割法人について他の者との間に当該他の者による支配関係がある場合に、施行令第 4 条の 3 第 8 項第 6 号イの規定により、当該分割型分割によって交付される分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式のうち支配株主に交付されるもの（当該分割型分割が無対価分割である場合にあっては、支

配株主が当該分割型分割の直後に保有する当該分割承継法人の株式の数に支配株主が当該分割型分割の直後に保有する当該分割承継法人の株式の帳簿価額のうちに支配株主が当該分割型分割の直前に保有していた当該分割法人の株式の帳簿価額のうち当該分割型分割により当該分割承継法人に移転した資産又は負債に対応する部分の金額の占める割合を乗じて計算した数の当該分割承継法人の株式）の全部を継続して保有することが見込まれる支配株主の氏名又は名称及びその支配株主が有する分割法人の株式の数を記載します。

この場合、「①÷②」については記載を要しません。

なお、支配株主とは、当該合併又は分割型分割の直前に当該合併又は分割型分割に係る被合併法人又は分割法人と他の者との間に当該他の者による支配関係がある場合における当該他の者及び当該他の者による支配関係があるもの（当該合併又は分割型分割に係る合併法人又は分割承継法人を除きます。）をいいます。

11 「移転した（又は移転を受けた）資産又は負債の明細 10」には、移転した（又は移転を受けた）資産・負債の種類を勘定科目別に記載します。

また、適格組織再編成に該当するときは、その資産・負債に係る被合併法人等の移転直前の帳簿価額を記載し、適格組織再編成以外の組織再編成の場合は、その資産・負債の譲渡価額又は取得価額を記載します。

なお、適格現物分配以外の現物分配に係る現物分配法人から移転を受けた資産については、記載を要しません。

(注) この明細書のほかに合併契約書、分割契約書、分割計画書その他これらに類するものの写しを添付してください（法人税法施行規則第 37 条の 12 第 6 号）。